

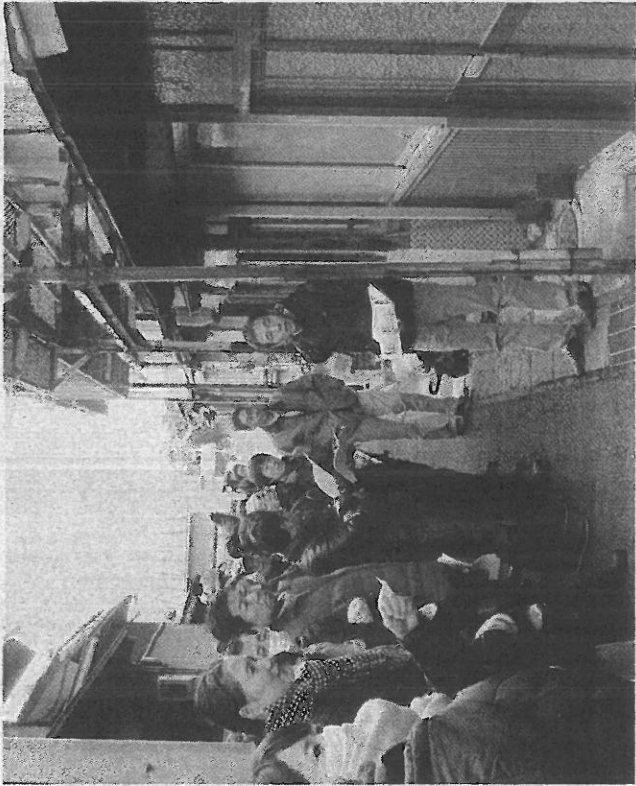
中継送水の手順を確認。豊橋の住宅密集地で消防訓練の面

発行所：東交新聞社 〒441-8016 豊橋市新栄町字鳥瞰62 電話0532(32)3111  
ホームページ：http://www.higashiichi.co.jp

# 「空き家バンク」来月開設

## 豊川市 売却・賃貸情報をHP掲載

会 協 建 協 協  
宅 建 協 協  
東 三 河 支 部 と 連 携



昨年2月に地元団体が豊川稲荷門前で行った空き家見学ツアー

の公表、申請物件の現地調査を担い、宅建協会は利用希望者からの相談や見学希望への対応、交渉・契約手続きを行う。

バンク登録費用は無料だが、契約成立時には宅建協会への仲介手数料が発生する。登録方法は、登録申請書と登録カード、公開カードに記入し、建築課へ提出する。

市は関係者や有識者となる空き家等対策協議会を組織し「豊川市空き家等対策計画」を策定中。空き家所有者は高齢者が多く、売却や賃貸を考えている人が3割以上おり、解体補助を求める声が多いことから、1981(昭和56)年5月31日以前に着工された老朽化住宅を中心に解体費の3分の2(上限30万円)を補助する制度案も出ている。問い合わせは建築課(0533・89・2144)へ。

増加する空き家への対策の一環で、豊川市が3月に空き家バンクを開設する。協力不動産業者の豊宅地建物取引業協会東三河支部と連携し、売却・賃貸を希望する空き家の情報を集約して市ホームページなどに公開する。現在物件登録を受け付けている。(由本裕貴)

増え続ける空き家を有効活用し、市民の定住促進や地域活性化を進める取り組みで、バンクに登録された空き家は所在地(地番を除く)、希望価格、写真、建物の概要、市ホームページに掲載中の交渉・契約状況などを公開する。物件所有者の情報は公表しない。市はバンク管理や物件

## 杉浦氏が内外情勢を解説

### 安保政策研究会 豊橋で新春懇談会

アジア・太平洋地域の安定と平和を調査・研究するシンクタンク・安保政策研究会(理事長―浅野勝人・元内閣官房副長官)は豊橋駅舎内のホテルアソシア豊橋で新春懇談会を開いた。約20人が出席。同研究会理事の杉浦正章・元時事通信社編集局長(元ワシントン特派員)が国内外の政治状

況や「朝鮮半島の非核化をめぐる諸問題」を解説した。杉浦氏の解説をもとに出席者が質問し、浅野理事長と杉浦氏が答えるなど活発な意見交換が行われた。研究会側からは特任理事の夏目忠男・元豊橋市議会議員、理事の中村竜彦豊橋市議が出席した。

# 観光や産業振興などだす

とを紹介し、市内でも八名と鳳来南部の地区で検討していることを報告。「大人を含めて地域としてのよきバスが

故見野仙一氏に旧民学堂

必 ば ム の が

● 大自然の中でアウトドアを楽しもう

きららの里の利用予約を受付



▼ 野外センター「きららの里」  
(0536)62局25555番

3月1日(木)から、野外センター「きららの里」(北設楽郡設楽町)の利用予約を受け付けます。

**開設期間** 4月28日から11月30日まで(期間中は無休)  
**対象** どなたでも可(中学生以下は保護者同伴)  
**申込** 利用日の3カ月前から、電話で、きららの里へ。ただし、4月28日から6月1



きららの里の利用にあたって

- 自炊の宿泊施設
- ログハウスの1棟貸し(専用利用)も可
- 売店、食堂はありません
- ペット連れでの利用は不可

日までの利用分は、3月1日(木)から受付となります。なお、3月6日から4月24日までの火曜日は、予約の受付ができません。予約状況は、きららの里のホームページで確認できます  
**その他** 学校などが野外教育活動をしているときは、ケビン以外の施設は利用できません

● 市内の空き家の有効活用を図るため

豊川市空家バンク制度開設に向けて物件登録受付を開始



▶ 建築課(89局2144番)



市では、3月中の開設を予定している「豊川市空家バンク」の物件登録の受付を開始します。

これは、市内の空き家の有効活用を図るため、協力不動産業者(愛知県宅地建物取引業協会)と連携しながら、売却または賃貸を希望する空き家の情報を集約し市ホームページなどに公開するものです。

市内に売却または賃貸を希望する空き家をお持ちの方は、建築課にご相談ください。

**公開内容** 物件の所在地(地番を除く)、希望価格、写真、建物の概要、市ホームページ

ジに掲載中の物件の交渉・契約状況など(所有者の情報は公開しません)

**費用** 無料(契約成立時には協力不動産業者に対して仲介手数料が発生します)

**登録方法** 豊川市空家バンク登録申込書などに必要事項を記入し、印鑑をお持ちの上、直接、建築課(北庁舎3階)へ。申込書などは建築課にあります(市ホームページからダウンロード可)

**その他** 物件登録には一定の条件があります。また、市は情報提供だけを行い、売買・賃貸借契約や交渉の仲介は、協力不動産業者が行います

こんなときは、空家バンクへの登録を

- ・家を相続したけれど、誰も住まず空き家になっている
- ・引っ越しをする予定だけど、今住んでいる家の活用予定がない
- ・売買や賃貸をしたいけど、どこに相談したらいいかわからない